

| | | |
|-----|--|---|
| 144 | <p>基づき、現行の法案を「日本産と同種の野鳥は一切の輸入を許可しない。他種の野鳥についても適正な検疫期間中に死亡が確認された場合、その後の輸入を制する」という内容への改正を求めます。</p> | <p>されており、また同法に基づき鳥インフルエンザ発生国からの野鳥の輸入停止措置も行われています。</p> |
| 145 | <p>(3)(4) 鳥獣の流通の適正化) 鳥類(野鳥)の輸入は全くの停止状態にあり、国内には早晩絶滅を危惧される種も多くなる考えられることから、国内の野鳥の種の保存のために、繁殖技術を確立すべきである。</p> | <p>国内の絶滅を危惧される種の繁殖技術の確立は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の中で、保護増殖事業として国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進の規定があり、重要なものであると考えます。 一方、当報告書素案の3(2)においては、国内の鳥獣の生息環境の改善について、鳥獣保護区の生息環境の悪化に対応するため、必要に応じて生息環境の保全・改善のための事業を実施することが必要であると記述しています。</p> |
| 146 | <p>(3)(4) 鳥獣の流通の適正化) 輸入鳥の問題については、EUで行っているように、同種の鳥類に対しては、輸入鳥であっても、自国産のものと同じ流通規制を科すべきではないか。</p> | <p>国内で違法捕獲した鳥類と輸入鳥が識別可能となる仕組みについて、ご意見の趣旨も含め検討していくことが必要であると考えます。</p> |
| 147 | <p>(3)(4) 鳥獣の流通の適正化) 2行目の「...対応として、」のあとに「輸入実態や検疫・税関の手続き等の調査を行う」を入れて欲しい。</p> <p>-----</p> <p>(3)(4) 鳥獣の流通の適正化) 輸入個体の個体識別措置の実現を急ぐと共に、国産と同種の鳥獣の輸入の全面規制を検討すべきである。(計2件)</p> | <p>輸入鳥と国内産野鳥との個体識別が措置できる仕組みを検討する中で対応されるものと考えます。</p> |
| 148 | <p>(3)(4) 鳥獣の流通の適正化) 鳥獣の不適切な流通につながる目的を偽った捕獲を防止するため、捕獲個体の処理方法を含めた捕獲許可条件、手続きを法律で定め、違反に対して、改善命令、許可の取り消し、捕獲許可申請資格の剥奪を行えるようにすべき。(計2件)</p> | <p>現行の制度においても、捕獲許可にあたっては、処理方法の記載や条件の設定、違反に対する措置命令や許可の取り消し等は措置されています。</p> |
| 149 | <p>(3)(4) 鳥獣の流通の適正化) 繁殖個体ごとの飼養許可及び監視(個体の識別方法を含む)手続きを定める必要がある。</p> <p>-----</p> <p>飼養登録制度は、個体識別による個体登録制度とすべきである。野生捕獲個体のみならず野生個体の親から生まれた個体も登録を義務づけるべきである。(計2件)</p> | <p>飼養登録制度は現行においても個体ごとに登録しなければならない制度となっています。繁殖個体については、鳥獣保護法が対象とする野生鳥獣に該当しないため、登録の義務づけは困難と考えられます。</p> |
| 150 | <p>(3)(4) 鳥獣の流通の適正化) 飼養個体の譲渡については、譲受人に譲受けの事実の報告を義務づけるべき。また、飼養許可後の飼養条件の監視を実効的に行うための手続き整備も必要。</p> | <p>飼養登録されている鳥獣の譲り受けについては、現行でも譲受け又は引受けした者が都道府県知事に届けなければならないこととなっています(法20条)。 ご意見中の「飼養条件」の意味するところはよく分かりませんが、飼養の状況については、都道府県知事が登録票台帳を整備し管理することとされています。</p> |
| | <p>(3)(4) 鳥獣の流通の適正化) 都道府県知事の許可を排した販売禁止鳥獣の 카테고리を設</p> | <p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 151 | け、クマ類のユウタン及びその製品並びに生きたニホンザルを指定し、販売を禁止すべき。 | が、生息状況等の把握に努め、とるべき措置を検討していくこと等が必要と考えます。 |
| 152 | (3(4) 鳥獣の流通の適正化) 輸入鳥獣、愛がん飼養の対象となる鳥類、捕獲個体の飼養、利用については、すべて個体ごとの許可証などと照合できる個体(利用部位)識別を制度的に確立させることが必要である。 | 飼養登録については、現行制度でも個体識別可能な制度となっています。また、利用においては、クマ類及びカモシカについては、製品の種類によって製品化の際に登録が必要となっておりますが、ご意見の趣旨は環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。 |
| 153 | (3(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化) 捕獲個体の処分方法について明記すること。(計32件) ----- 誤って鳥獣を捕獲した場合は、すぐに野に放すこと。致命的な傷を負っていてやむを得ず殺す場合は、苦痛を最小限にする事。(計3件) ----- 捕獲個体の処分について ----- ・捕獲個体の処分方法について明記すること。 ・誤って捕獲したばあいは、即時、開放させること。 ・やむを得ず、致死処分の場合はできるだけ苦痛のない方法を取る事。 ----- 捕獲個体の処分方法(放獣、致死処分、飼育等)について明記すべきである。(計2件) ----- 捕獲された個体への可能な限り苦痛のない処分方法を普及啓発。 ----- 捕獲した鳥獣を殺処分する場合は、動物福祉に則り苦痛のない方法で行わなければならない、と明記すること。(計2件) | ご意見の趣旨については、現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」においても、鳥獣保護事業計画に「捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする」ことを盛り込むよう既に記載されています。また、錯誤捕獲についても鳥獣保護事業計画において実施者に対し「万全の対策を講じさせる」ことを盛り込むよう既に記載されています。 |
| 154 | (3(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化) 愛がん飼養目的の特別捕獲許可は廃止すべき。 ----- 愛がん飼養をなくしてください。 | 愛がん飼養については、報告書案のとおり対象となる鳥類の保護に好ましくない影響を与えることがないように、その生息状況を踏まえた適切な取扱いを進める必要があると考えます。 |
| 155 | (3(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化) 末尾に「特に、ワシタカ類については、かかる技術を伝統的に発展させてきた鷹狩従事者のリハビリテーション参加とその育成を進めることが重要である。」の一文を加える。(計2件) | リハビリテイターの育成の対象には、適切な専門的技術を持つ方々が対象になりうるものと考えます。 |
| 156 | (3(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化) 野生復帰や保護及び愛玩目的で飼養する場合は、必要に応じて治療、不妊手術、リハビリテーション、個体識別処置等を施すこと、と明記すること。(計2件) | ご意見の趣旨は、「その生息状況を踏まえた適切な取扱いを進める」及び「野生復帰のための考え方など基本的な考え方を検討する」中で検討されるものと考えますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。 |
| | (3(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化) 傷病鳥獣から得られる様々なデータは全て統一的な状態で保管され、公表が行える状態となっていることが望ましい。 | データの統一については、ご意見の趣旨に合致した記載となっていると考えます。 |

| | | |
|-----|---|---|
| 157 | <p>傷病鳥獣を野生復帰するためには、専門的な知識が必要であり、リハビリテイターの育成の前にそれらを指導する立場の人間の育成を行う必要がある。</p> | <p>リハビリテイターの指導者の育成に関するご意見の趣旨については、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p> |
| 158 | <p>(3(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化) 2 行目 'ない影響を与えないよう' の以下を '順次禁止すべきである' に代えて欲しい。</p> <p>(3(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化) 鳥類保護に影響を与えない範囲で、今後も国内産鳥類の飼養が出来るようにお願いしたい。</p> <p>(3(5) 鳥獣個体の取扱いの適正化) 愛がん飼養の対象となる鳥類についての、生息数調査や分布調査を実施する旨を明記すべき。</p> | <p>ご意見の趣旨は、「その生息状況を踏まえた適切な取扱いを進める」中で検討されるものと考えますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p> |
| 159 | <p>(3(5) 鳥獣の流通の適正化) 疾病鳥獣の保護については、保全が必要な希少種に限る旨の記述を追加すべき。</p> | <p>ご意見の趣旨は、「野生復帰のための考え方など基本的な考え方を検討する」中で検討されるものと考えますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p> |
| 160 | <p>(3(5) 鳥獣の流通の適正化) 輸入鳥獣、愛がん飼養の対象となる鳥類、捕獲個体の飼養、利用については、すべて個体ごとの許可証などと照合できる個体（利用部位）識別を制度的に確立させることが必要である。</p> | <p>飼養登録については、現行制度でも個体識別可能な制度となっています。輸入鳥獣の個体識別については、国内で違法捕獲した鳥類と輸入鳥が識別可能となる仕組みを検討していくことが必要であると考えます。 また、利用においては、クマ類及びカモシカについては、製品の種類によって製品化の際に登録が必要となっておりますが、ご意見の趣旨は環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p> |
| | <p>(3(6) 野生鳥獣への餌付けの防止) 野生鳥獣への餌付けは、自然災害等の特例を除き、全面的に禁止。</p> <p>野生鳥獣への餌付けは特別な場合以外は禁止する。</p> <p>野生鳥獣への餌付けは、絶滅を回避するため、あるいは自然災害、人為災害などにおける緊急避難的な場合の必要性をのぞき、禁止すること。(計27件)</p> <p>観光客等の無知で後先を考えない安易な餌付行為にはきびしい罰則をもうけるべきである。</p> <p>餌付けと、絶滅の回避あるいは自然災害、人為災害などにおける緊急避難的な場合でかつ効果の認められる場合におこなわれる給餌とを分け、野生鳥獣への餌付けについては禁止すること。</p> <p>野生鳥獣への餌付けを禁止すること。</p> <p>鳥獣への餌付けを法規制する。</p> | <p>防止すべき餌付けや、必要な餌付けの区別については、今後さらなる検討を行った上で必要な措置を検討すべきであり、現状ではまず「安易な餌付けの防止」が適切と考えます</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| 161 | <p>野生動物への餌付けを原則禁止すべきである。農作物への被害防止の面からも、のぞましくない。餌付けが認められる例としては、絶滅危惧種の救済、山火事や洪水などの災害からの救出後の一時的措置が考えられる。</p> <p>野生鳥獣への餌付けは、緊急で一時的な場合を除き原則禁止。</p> <p>野生鳥獣への餌付けは、絶滅の防止等、緊急避難的な場合をのぞき、原則禁止して下さい。</p> | |
| 162 | <p>(3(6) 野生鳥獣への餌付けの防止) 都市におけるカラスやドバトへの餌付けにも言及すべき。</p> | <p>ご指摘の趣旨については、これまでに環境省において、カラスやハトにエサをあげない旨を呼びかけるパンフレットも作成・配布しており、既に対応されているものと考えます。</p> |
| 163 | <p>(3(6) 野生鳥獣への餌付けの防止) 餌付けに関しては、当然あってならない行為であり、きちんとした制限が必要である。しかし耕作放棄地や収穫残渣の発生により、餌環境が安定し、他への進出が軽減されており、中山間地の耕作地としての役割を見直すことが必要。</p> | <p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p> |
| 164 | <p>(3(7) 鳥獣と関わりのある感染症への対応について) 鳥インフルエンザを早く発見するには猟友会員に広く呼びかけ、捕獲した鳥類の内臓を検査する対策班を設置しておくべき。</p> <p>情報提供先に狩猟者や狩猟担当部門を加えるべき。それに伴い、ハンターに捕獲された鳥類の内臓調査の実施など、狩猟鳥獣の感染調査や狩猟者向けの予防ノウハウを情報提供する事業を狩猟税を用いて行うべき。</p> | <p>鳥インフルエンザ対策には広範囲の関係者の協力が必要であり、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p> |
| 165 | <p>(3(7) 鳥獣と関わりのある感染症への対応について) 主に野鳥を対象とした感染症の防止及び適正な流通の管理に基づき、現行の法案を「日本産と同種の野鳥は一切の輸入を許可しない。他種の野鳥についても適正な検疫期間中に死亡が確認された場合、その後の輸入を制する」という内容への改正を求めます。</p> | <p>感染症対策の観点からの取組は感染症予防法に基づき、野鳥を輸入する際には輸出国政府発行の衛生証明書を提出させる制度が平成17年9月から実施されており、また同法に基づき鳥インフルエンザ発生国からの野鳥の輸入停止措置も行われています。</p> |
| 166 | <p>(3(7) 鳥獣と関わりのある感染症への対応について) 鳥インフルエンザのほか、ニホンザルのBウイルスも書き加えて欲しい。</p> | <p>鳥インフルエンザの記述はモニタリングの実施の事例として記載されているものです。ご意見のBウイルスについては、2行目の「人獣共通感染症」に含まれるものと考えます。</p> |
| 167 | <p>(3(8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保) 農業災害補償制度に助成金を支出する仕組みを導入してはどうか。</p> <p>狩猟税を鳥獣被害の共済助成金として利用することを検討すべき。</p> | <p>狩猟税の具体的な用途については、目的税の趣旨に照らして各都道府県で検討されるものと考えます。 農林業者への補填については、既存の制度で実施されていると考えます。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 168 | <p>(3 (8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保)</p> <p>財源確保の方法を具体的に明記すべきである。曖昧な記述では、現実味がない。</p> | <p>狩猟税以外の費用負担の方法の例として、法定外目的税の活用について記述しています。なお、財源の確保については、地方行政の実情に応じ、各都道府県で検討される必要がありその意味でも、鳥獣の保護管理の必要性・重要性について一般の方々への理解を醸成していく必要があると記述しています。</p> |
| 169 | <p>(3 (8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保)</p> <p>鳥獣保護事業は国にとっても地方自治体にとっても必要不可欠な事業である。そのために、税金を優先的に使うのが当然であり、そのために特別に税を徴収しなければならないという考えは間違っている。</p> | <p>狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てることとなっており、その具体的な用途については、各都道府県において検討されるものと考えます。なお、法定外目的税の創設については、各自治体において検討されるものであると考えます。</p> |
| 170 | <p>(3 (8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保)</p> <p>都道府県の鳥獣保護担当職員の専門化を図ることを法律で定めるべき。また、保護上の効果が疑問であるキジ・ヤマドリ<small>の放鳥などはいったん廃止し、予算を有効活用すべき。(計3件)</small></p> | <p>専門的知識を有する人材の育成・活用については、2 (4) イにおいて記述しています。</p> <p>また、キジ・ヤマドリ<small>の放鳥は地域の実情を踏まえて自治体が行っているため、各都道府県で検討されるものと考えます。</small></p> |
| 171 | <p>(3 (8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保)</p> <p>鳥獣保護事業の実施状況は、その種類別、保護・捕獲方法別、地域別にわかりやすく整理されたデータで広報を行うこととする。</p> | <p>鳥獣保護行政に関する情報収集及び情報提供については、鳥獣関係統計を環境省ホームページ上で公開しているところです。</p> |
| 172 | <p>(3 (8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保)</p> <p>鳥獣保護については生物多様性を確保するための財源の必要性について広く理解を求めべきである。 (計2件)</p> | <p>財源確保を行うに当たっては、その経費を負担をする者に対し、また広く国民に対し、鳥獣の保護管理の必要性・重要性についての理解を醸成していくことが必要と記述しています。</p> |
| 173 | <p>(3 (8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保)</p> <p>狩猟税の使い道については毎年公開することという旨の記述を追加すべき。</p> | <p>都道府県における歳出予算については、すでに都道府県において情報提供等が行なわれているものと考えられていますが、環境省のホームページ上においても情報提供しているところです。</p> |
| 174 | <p>(3 (8) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保)</p> <p>狩猟税の増額や法定外目的税の導入を図ることのほかに、市民参加イベント等の収益事業も考慮すること。 (計2件)</p> | <p>狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てることとなっており、その目的に沿った税額の設定が必要と考えます。法定外目的税の創設や市民参加イベント等の収益事業については、各自治体等において検討されるものであると考えます。</p> |
| 175 | <p>(4 狩猟の適正化)</p> <p>狩猟に関して徹底的な規制を打ち出すべきである。</p> | <p>狩猟における安全確保は重要な課題と考えます。このため、4 (3) アにおいて銃猟に関する規制に加え、新たに安全確保の視点からのわな等の禁止あるいは制限する地域制度について記述しています。規制地域については地域の実情に応じて指定されるものと考えます。</p> |
| 176 | <p>(4 狩猟の適正化)</p> <p>猟犬には個体登録を義務づける。</p> | <p>飼育動物の管理については、動愛法で取扱いが定められていると考えます。</p> |
| | <p>(4-(1) 現状と課題)</p> <p>狩猟の役割に、狩猟期間内の有害駆除への貢献を明記すべき</p> | <p>ご意見の趣旨は、本項の「特定計画に基づく捕獲など鳥獣の保護管理に貢献</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| 177 | と考える。 | しており」に含まれていると考えます。 |
| 178 | (4-(1) 現状と課題) 冒頭の「狩猟は、」を「狩猟並びにその他の合法捕獲行為は、」に修正し、第1文と第2文の間に、「これら捕獲従事者は、野生鳥獣との伝統的な関わり方の継承者として、文化的社会的意義を有するとともに、その知見・経験を科学的な保護管理及び環境教育に役立てうる。」との1文を挿入する。(計2件) | ご指摘を踏まえ、～高齢化等が進行しており、” 狩猟に関する知見の継承や、捕獲従事者の確保～”と追記します。 |
| 179 | (4-(1) 現状と課題) 現行法では、狩猟期間の延長は知事が特定計画を策定した場合にしか措置できないが、外来種に関しては保護を図る対象となる特定計画を策定することができないので、狩猟期間の延長もできない。外来種対策に狩猟が活用できるように、是非、制度の再検討をお願いしたい。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。 |
| 180 | (4-(1) 現状と課題) 狩猟者依存の保護管理政策から、地域ぐるみの保護管理政策への変換が必要である。(計2件) | 地域ぐるみの保護管理の必要性については、2(3)において記述しております。なお、狩猟は特定計画に基づく捕獲など、鳥獣保護管理に貢献していると考えます。 |
| 181 | (4-(1) 現状と課題) 箱わなの記述を削除して「銃猟と比べ事故の危険性は低いと考えられるが、事故の発生や錯誤捕獲等の問題も生じている」にかえるべき。(計2件) | 実際の事故の例であり、記述すべきと考えます。 |
| 182 | (4-(1) 現状と課題) 猟犬にマイクロチップ等による個体識別措置を義務づけ、飼い主責任強化の方策を検討するべきである。 | 飼育動物の管理については、動愛法で取扱いが定められていると考えます。 |
| 183 | (4-(1) 現状と課題) 鳥獣の適正な保護管理の実践する上で、狩猟捕獲に対して有害駆除捕獲の比率が増えすぎている点を問題点に入れるべき。(計2件) | 比率が課題ではなく、適切に捕獲されているかどうかの問題と考えます。 |
| 184 | (4-(1) 現状と課題) 現状の狩猟の役割に、狩猟期間における有害駆除や個体数調整への貢献を明記すべき。(計2件) | ご意見の趣旨は、本項において記述していると考えます。 |
| 185 | (4-(1) 現状と課題) 近年、人と自然のふれあいの場を求める地域外の人が増える中、被害防除のための狩猟とｽｰﾊﾟｰﾊﾞﾝﾃﾞﾝｸﾞは明確に区分した上で、ｽｰﾊﾟｰﾊﾞﾝﾃﾞﾝｸﾞについては乱場制の見直しも含め検討する必要性を明記すべき。 | 狩猟は特定計画に基づく捕獲など、鳥獣保護管理に貢献していると考えます。「場の転換」は引き続きの課題と考えますが、本項にある「一定の区域についての入猟者数を調整できる制度」や4(3)において記述している「わな等の使用を禁止あるいは制限する地域制度」の他、既存の仕組みを活用することによる対応も可能と考えられますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。 |
| 186 | (4-(1) 現状と課題) 科学的な保護管理の狩猟者は期待されない。 | 狩猟は特定計画に基づく捕獲など、鳥獣保護管理に貢献していると考えます。 |